

広島県告示第七百一十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十三条第一項の規定によって、次の土地を保安施設地区に指定した旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不明なため、同法第四十四条において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定によって、通知の内容を広島市役所の掲示場に掲示した。

令和六年七月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安施設地区の所在場所及び所有者（登記簿上の所有者）の氏名等

所 在 場 所	所 有 者（登 記 簿 上）の 氏 名 等
<p>広島市安芸区矢野町字小池屋谷一五〇三の六</p>	<p>西音次郎 西熊太郎 本多勘右工門 藪根兼松 神田孫助 一藪伊之助 松田千代吉 西政吉 藪田保太郎 藪根保太郎 生森友吉 田邊虎助 松田重吉 小西茂兵衛 日吉田玉吉 湯木光吉 本田藤助 立錦常太郎 林豊松 楠坂之助 田邊藤藏 渡邊謙二 渡邊亀助 西梶松太郎 日吉田初五郎 戸川和作 一藪重藏 一藪常助 中西仙次郎 藪本市次郎 戸田伊藏 日吉田竹松 今田関助 渡邊茂兵衛</p>

<p>広島市安芸区矢野町字小池屋谷一五〇三の七</p>	<p>西音次郎 西熊太郎 本多勘右工門 藪根兼松 神田孫助 一藪伊之助 松田千代吉 西政吉 藪田保太郎 藪根保太郎 生森友吉 田邊虎助 松田重吉 小西茂兵衛 日吉田玉吉 湯木光吉 本田藤助 立錦常太郎 林豊松 楠坂之助 田邊藤藏 渡邊謙二 渡邊亀助 西梶松太郎 日吉田初五郎 戸川和作 一藪重藏 一藪常助 中西仙次郎 藪本市次郎 戸田伊藏 日吉田竹松 今田関助 渡邊茂兵衛</p>
-----------------------------	--

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 指定の有効期間

三年

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）